

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(案)」(L-酒石酸カリウム等2品目の添加物への指定)及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(添加物(L-酒石酸カリウム等3品目)の規格基準の設定又は改正)に関する御意見の募集について

令和2年9月23日
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)においてL-酒石酸カリウム等2品目を人の健康を損なうおそれのない添加物に指定することを予定しております。また、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)における添加物(L-酒石酸カリウム等3品目)の規格基準の設定又は改正を予定しています。

つきましては、別添の改正案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和2年9月23日(水)～令和2年10月24日(土) (必着)

2. 御意見募集対象

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(案)」(L-酒石酸カリウム等2品目の添加物への指定)及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(添加物(L-酒石酸カリウム等3品目)の規格基準の設定又は改正) (概要)

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「L-酒石酸カリウムの指定等について」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3501-4868
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。